

3 バリアフリー基準の適用除外について

導入車両は「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」（平成19年2月5日付け第1036号）第3（3）「幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車」に該当しますが、これまでと同様に適用除外認定を申請するものです。

4 認定により適用を除外するバリアフリー基準の条項および内容

- (1) 第37条第2項第1号：乗降口の幅
- (2) 第37条第2項第1号：乗降口のスロープ
- (3) 第38条第1項：床面の高さ
- (4) 第39条：車いすスペース
- (5) 第40条第1項：通路の幅

5 導入予定日

令和4年6月1日（水）